

原子力損害賠償の完全実施に関する東京電力への緊急要求【議事録概要】

日時：平成 24 年 5 月 31 日（木）

14 時 30 分～16 時 50 分

場所：エルティ 2 階 「ハートンルーム」

- 出席者
- (1) 福島県原子力損害対策協議会（208 団体）
- 会長 佐藤 雄平（福島県知事）
 - 副会長 庄條 徳一（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会副会長）
 - 副会長 轡田 倉治（福島県商工会連合会）
 - 副会長 瀬戸 孝則（福島県市長会長、福島市長）
 - 副会長 佐藤 正博（福島県町村会長、西郷村長）
- 福島県原子力損害対策協議会代表者会議構成員約 250 名
- (2) 東京電力株式会社
- 常務取締役 廣瀬 直己
 - 理事福島原子力被災者支援対策本部副本部長 新妻 常正
 - 福島原子力補償相談室長 小川 敬雄
 - 福島地域支援室長 林 孝之
 - 福島補償相談センター所長 永名 修平
- (3) 関係省庁、関係機関
- 経済産業省 副大臣 柳澤 光美
 - 文部科学省 政務官 神本 美恵子
 - 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所 浅井 嗣夫
 - 原子力損害賠償支援機構 理事 丸島 俊介



□ 議事録概要

【会長（知事）あいさつ】

- ・事故から 1 年 3 ヶ月が経った。
- ・震災以降、社長が 3 人も代わり、なぜ頻繁に代わるのか疑問。話がつながっていかない。
- ・十分な賠償なくして福島の復興はない。未来への希望に満ちた福島県を取り戻すためには、賠償の完全実施が必要不可欠。
- ・事故によって愛着あるふるさとから避難を余儀なくされた県民は 16 万人もいる。風評被害を払拭し、福島ブランドを守り抜くために頑張っている方が大

勢いる。

- ・東京電力には厳しい現実を自分のこととして受け止め、原子力災害の原因者として、賠償の当事者として、その責任を最後まで果たしてほしい。
- ・全ての県民への確実、迅速、十分な賠償に向けた明確な回答がなされるよう望む。

【回答内容に対する東京電力の説明】

○廣瀬常務（東京電力）

- ・福島県の皆さまに長期にわたりご苦労をおかけしていることに対して、深くお詫びを申し上げます。本日は、このような場を設けていただき感謝。
- ・各業界団体には請求とりまとめの労を担っていただくなど、皆さまの力を借りて少しずつ賠償が進んでいる。
- ・原発については、2、4号機や汚染水の件で心配をおかけしている。
- ・情報公開についてもしっかりとやっていく。
- ・不安を少しでも解消できるように努力する。原発についても管理を徹底する。
- ・要求書に対して5月18日に回答したが、経済産業省や復興庁の力を借りて、市町村と協議しながら賠償基準の策定を進めている。
- ・発生した損害に対しては、後追いの形で賠償するようになる。
- ・具体的な回答がないとのご意見については、これから努力して応えていきたい。引き続き、誠意を持って原子力損害賠償に取り組んでまいります。

【会長、副会長発言】

○会長（知事）

- ・私からは6点申し上げます。
 - ①原子力発電所事故から1年3ヶ月が経過しようとしているが、今、私どもと一緒にここにいる協議会の各団体、また、協議会としても何度も要求活動してきた。まず、十分な賠償を、スピード感を持って進めていただきたい。
 - ②それから、財物の賠償については、いつ、どのような賠償基準を公表して、いつから請求の受付を開始する考えなのか。これについて明確な回答を求めたい。
 - ③次に、旧緊急時避難準備区域については、滞在者や早期に帰還した住民についても、避難者と同等の精神的損害の賠償を確実に行っていただきたい。それと同時に、賠償の終期までは十分な期間を確保していただきたい。
 - ④次に、以前、福島県で原子力損害賠償紛争審査会があったときに申し上げたが、就労と賠償の問題については、自らの努力で得た収入は賠償額から当然控除すべきでない。これが勤労意欲へとつながっていく。審査会からも強く言われていると思う。この場で明確に宣言をしていただきたい。
 - ⑤自主的避難等に係る損害については、昨日、山形へ行って来たが、本当に厳しい状況の中で、それぞれが避難を余儀なくされている。これも山形に限らず、46都道府県に自主的避難の皆さんがいる。この人たちは大変なストレスを感じる生活を強いられている。こうした状況を十分に踏まえ、1月以降の賠償基準をいつ、どのように示すのか、明確な回答を示していただきたい。
 - ⑥最後に、国においては、全ての損害の「指針」への反映、東京電力に対する強力な指導、切れ目のない総合的な被害者政策を、国が前面に立って積極的に行うよう、強く要請する。

○庄條副会長（J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会長）

- ・全ての損害の確実かつ迅速な賠償について、現場では遅々として進んでいない。東京電力では、損害額算定に関する様々な確認を、請求後半年以上経過してから行っている状況にあり、迅速な対応ができておらず、怒りを覚える。
- ・協議会を経由せずに直接請求した一部農業者への支払いが先に行われていることから、同様に速やかな支払いをすることを要求する。地域差が現場を混乱させるので、このような対応ができない場合は、請求の一定額を速やかに支払う等の柔軟な対応を要求する。
- ・農業者、団体が負担した農地・農業用施設・樹木などの除染費用は全て賠償の対象としてほしい。
- ・農業者、団体が購入した放射能セシウム検査機器、土壌分析機器等の費用や風評被害払拭のための販売促進PR費用などについても賠償してほしい。

○轡田副会長（福島県商工会連合会長）

- ・原発被害を受けた中小、小規模事業者は様々な努力を重ね、必死に闘い、事業の再開・継続に取り組んでいる。
- ・風評被害は、観光関連分野にとどまらず、食品や工業製品、加工、製造分野など産業全般に多大な打撃を与え続けている。
- ・一刻も早い原発事故の完全収束と、大規模かつ効果的な除染の早期実施のためのあらゆる対策を講じてほしい。
- ・原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保した収益について減額することなく、完全賠償を行うことを求める。
- ・新たな地域において事業を再開・転業するために必要な設備費用などの確実な賠償を求める。
- ・直接被害や風評被害による財物価値の減損分について、早期かつ確実な賠償を求める。
- ・管理不能となり価値を失ったあらゆる財物の賠償について、早期の一括支払いを確実に行ってほしい。
- ・迅速、確実かつ十分な賠償がなされるよう、被害者の目線に立ち、適切な対応ときめ細かな周知を徹底して行うよう求める。

○瀬戸副会長（福島県市長会長、福島市長）

- ・チェルノブイリから 1300km 離れたスウェーデンは今の福島と同じぐらいの放射線量であるが、いまだにセシウムが検出されている。放射能とは長い付き合いをしなければならない。
- ・我々福島県民は、言葉では言い表せないおもりを背負わされている。東京電力は、原子力災害の原因者として誠意を持って賠償に臨むことを求める。
- ・自主的避難者の方にも当然賠償すべき。また、以前、原子力損害賠償紛争審査会でも話をしたように、滞在者にも同じく賠償すべきである。福島市から山形県へは約 7000 人が自主的に避難している。1 月以降の賠償の基準はいつ頃でいいのか。言葉にならない苦しみは賠償でしか償えない。避難者と、避難できないでいる人に対し、1 月以降の迅速な賠償を求める。
- ・自治体においては、ホールボディーカウンターや除染等の費用が生じている。このままでは、財政が破綻する。速やかに対応していただきたい。国にも言

わなければならないが、まず東電に言うのが筋であり、強く要求させていただく。

○佐藤副会長（福島県町村会長、西郷村長）

- ・廣瀬次期社長にはしっかりやってもらいたい。
- ・本当に帰れるのか、帰れないのかははっきりしてほしい。人生が狂ってしまう。時間は待つてはくれない。いつどのようになるのかははっきりした行程を示してほしい。
- ・区域の見直しについて、きめ細かな対応をしてほしい。

【会長・副会長発言に対する東京電力・国の応答】

○廣瀬常務（東京電力）

- ・皆さま方から、改めて非常に貴重なご指摘をいただいた。

（スピード感のある賠償）

言い訳がましくなりますが、去年のちょうど今頃、100万円の仮払いを始めて、てんやわんやで大変御迷惑をおかけし、その後仮払いが何回かあった後、昨年10月から本賠償を開始した。その間ずいぶんお待たせして、夏頃に「どうなってるんだ」とお叱りを受けた。やっと本賠償が始まったと思ったら、150ページにも渡る請求書でお叱りを受けた。そんな中、今度は私どものほうも確認作業が進まず、滞ってしまった。皆さまに御迷惑をお掛けしっぱなしで、私どもも七転八倒していた。それ以降は少しずつではあるが勉強させていただいて、農業のなんたるかのような話までお聞かせいただき、まだまだ分かっていないところもたくさんあるが、少しずつやらせていただいていた。自主的避難等に係る損害の賠償についても、県のご協力のもとずっとやってきた。まだまだスピード感が足りないと思っている。これでいいんだということなく、一生懸命進めていきたい。足りておりませんが、13,000人規模の体制でやらせていただいております。個々に一人一人のお話をしっかりお聴きしないとうまくできないと思っている。これからも一生懸命やっていきたい。

（財物の賠償）

財物の賠償については、本年4月25日に基本的な考え方を発表させていただいたが、まさに今、関係市町村のお話をお伺いし、具体的な賠償基準の策定を進めているところです。今後、避難区域の区域見直しが進んでいくので、区域の見直しをする上で、賠償のスキームが逆に支障になってしまうと元も子もなくなってしまうことを肝に銘じていかなければいけないし、東京電力の賠償だけでなく、国にも一肌二肌脱いでいただいて、国の政策としての、補完的なご協力・ご指導もあって具体的な検討を進めさせていただいているところですが、住民の皆さまのご帰還や、農工業、ご商売が円滑に再開できるようにしっかりやっていきたいと思っております。若干お時間が経っておりますが、申し訳ありませんが、できるだけ早期に賠償の基準などをお示しできるように引き続き検討を進めてまいりますので、もう少しお時間をいただきたい。

（旧緊急時避難準備区域の精神的損害）

知事から旧緊急時避難準備区域の精神的損害のお話を承りましたが、私ども、中間指針第二次追補にもございますように、事故が発生したときから避

難せず地域にとどまった方もいらっしゃいますし、また、少し早くお戻りになられた方もいらっしゃると思います。そういった方々に対しましても、しっかり精神的損害の賠償を行っていくことを検討させていただきたいと考えております。

(設備投資、風評被害対策費用)

新規投資をされる、または、風評被害を払拭するために様々な宣伝活動といった形で追加的な費用がかかるというケースについては、なかなか新たな設備投資というものをそのまま賠償するというのは難しい面がございますが、元々お持ちのものが当然その間使えない場合や、利用回数が減ってしまい価値が減少してしまうというものは当然賠償させていただきたいと思っておりますし、風評被害等を防ぐために、いわゆる追加的に出費して売上の落ち込みを減らそうという努力をされているという場合も、様々なケースがありますので、一概には申し上げられませんが、一つ一つお聴かせいただいて、なんらかの対応ができるようにしていきたい。

(自主的避難等に係る損害)

県の御配慮もあって、住民台帳のデータをいただいて、比較的順調に振り込みが進んで、現在までに約57万件のご請求に対して賠償金をお支払いすることができ、ほぼ行き渡ったかなという状況になった。ご協力いただいたことに対し、この場をお借りして御礼申し上げます。また、今ちょうど、西郷村をはじめ県南9市町村の住民台帳のデータを昨日今日あたりで受け取ったところであり、これをもとにお支払いさせていただこうと、一生懸命やらせていただきたいと考えている。

(農業に対する賠償)

いただいた書類がとどまってしまうご迷惑おかけしている。遅くなってしまうと認識している。毎月毎月ご請求いただくものについて、一つ一つ一生懸命やらせていただくとしか、ここでは申し上げられないが、またご指導いただきながら一生懸命やっていきたいと思っている。

(農地等の除染)

ご指摘のとおり、特別措置法で自治体を実施する業務について、しっかり払っていかねばならないと考えている。それ以外についても実施していくということなので、一つ一つ手作業で対応させていただきたい。

(検査費用)

いろいろご要望をいただきましたが、基本的にいわゆる検査に要した費用については、賠償しなければだめだということなので、これにかかった費用についてはしっかりと賠償していきたい。その機器を買う買わないについてお聞きするケースがあるが、使用の頻度であるとか必要性であるとか、1回1回の検査費用で済めばそれで対応していただきますし、それよりも頻繁に使って、1回1回なんてやってられないというケースについては、必要な場合には機器そのものを賠償させていただくということも当然出てくるだろうと思っております。

(自治体の損害)

これは本当に難しい問題でございます、福島県からはいくつかの市町村

から請求をいただいておりますが、それ以外の自治体からもたくさん請求がきております。

本当に申し訳ないですけれども、今までは民間を優先させていただいて、自治体の賠償が正直遅れていました。そうした中で中間指針にもございますとおり、水道、下水道事業など自治体が事業をおやりになっている部分については、他の営業損害と同じように賠償させていただく。各自治体によって請求項目がいろいろあるので一つ一つ決めていかなければいけませんし、逆にお願ひしなければいけないところもあるかもしれませんが、時間かかるかもしれない。我々が本来負担しなければならないところを、自治体が負担しているものについては当然賠償の対象にさせていただきます。しかし、一方で非常に申し上げにくいところではありますが、自治体の基本的な行政サービスというところもありますし、その辺の線引が難しいところもありますが、ご苦勞をおかけしているという認識をもって、一つ一つ判断させていただきたいと思っております。時間がかかって申し訳ないですが、しっかり検討させていただこうと思っております。

抜けた項目があるかもしれないですが、とりあえず私の方からは以上です。

○柳沢副大臣（経済産業省）

- ・一義的には東電の責任であるが、国にも責任がある。
- ・賠償についても東電だけの問題ではなく、政府が前面に出てやっていく。
- ・省庁の壁を越えて取り組んでいきたい。

○神本政務官（文部科学省）

- ・全ての損害に対する賠償について、当面の課題は中間指針で示してきた。今後必要に応じて、指針策定の検討をしていく。
- ・東電に対しては、月 1 回の円滑化会議を開いて指導している。それ以外でもやっている。これまでも具体的な指導をしてきた。
- ・1 月以降の自主的避難等に係る損害の賠償は、中間指針第二次追補において区域設定はせず、個別に判断することとしたので、当事者が東電に申し立てる方法や、ADR に申し立てる方法でやってもらうことになる。

【会長・副会長と東京電力・国とのやり取り】

○会長（知事）

- ・今、広瀬常務からそれぞれ回答があった。まず、何と言っても、スピード感の中で、何度も言っているが、東電本社が非常に遠く感じる。現地の方が記者会見したときと、本社の方が記者会見をしたとき、本当に福島県の現場の切迫・逼迫感、この状況をそれぞれ役員社員の皆さんはもちろん感じると思いますが、現場で一生懸命収束作業に当たっているあの気持ち、なんとか福島県を 1 日も早く原発収束に向かわせたいという、その気持ちと同じように対応していただきたい。
- ・それから 3 番目に広瀬常務から回答のあった旧緊急時避難準備区域における滞在者、帰還した住民についても、避難者と同じ精神的損害の賠償を行っていくという回答でよろしいですね。

（広瀬常務「はい」と頷く）

よろしいですね。それから同時に私が申し上げた、賠償の終期までの十分な期

間、これについても。

(廣瀬常務「はい」と頷く)

- ・4番目の就労不能等に伴う損害。これは前進回答ということでよろしいですか。

(廣瀬常務「はい」と頷く)

いいですか。この2点については、そういうふうな理解をさせていただきたいと思います。

- ・財物については、地元住民の皆さんの意向を十分聴いていただいて、これをしっかりと、むしろ復興庁のグランドデザインと同時に地元の意向をしっかりと聴いて、東京電力から財物の賠償基準を示すこと。これについても一つの基準というものを早く示さなければいけない。これも早急に進めてもらう。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・知事からご指摘ございましたように、本社が遠い、これもいろいろな方からご指摘をいただく。そのようなことがないようにしていかないといけないと思っています。
- ・冒頭に知事からご指摘いただいたように、私も1年3か月賠償をやらせていただいた。社長になったあとも、当然、私のやってきた仕事でございますので、しっかりやっていきたいと思っておりますし、分かっているとは決して申しませんが、当然これまで携わらせていただいたことをしっかり活かしていきたい。
- ・先ほどはこちらで頷くだけで失礼してしまいましたけれども、旧緊急時避難準備区域の精神損害についてであるとか、それから就労不能に関する特別な努力についても、しっかりと知事のご発言を踏まえて、前進させていきたいと思っております。
- ・財物のご指摘のとおり、柳沢副大臣から話がありましたように、私どももお話を聴くようなことをさせていただいて、しっかりと対応していきたい。

○柳沢副大臣（経済産業省）

- ・政府が前面に立って自治体の要望を聴く。数度に渡って各市町村回らせてもらった。
- ・6月の上旬にはきちんと財物の賠償基準を示したい。

○瀬戸副会長（福島県市長会長、福島市長）

- ・放射能は人の心をむしばんでいく。
- ・中間指針は放射能災害に対する認識とは違う。
- ・差別のないようにしてもらわないと問題が起こる。
- ・市で一番要望が多いのは除染。除染が進まず住民自らが乗りだそうとするくらい切羽詰まっている。
- ・指針にとどまることなく柔軟に対応してもらいたい。

○佐藤副会長（福島県町村会長、西郷村長）

- ・今、何を信じればいいのか。ベストチョイスは何かを示してもらいたい。

○神本政務官（文部科学省）

- ・指針は類型化できるものを示したものであって、書かれていないからといって賠償の対象外というものではない。
- ・区域見直しの状況を見つつ、柔軟に対応していく。

○柳澤副大臣（経済産業省）

- ・細野大臣や文部科学省、厚生労働省の副大臣が参加して、健康の情報を整理する会議をつくってプランをまとめている。正しい情報を正しく伝えるように動きだしている。

○庄條副会長（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会長）

- ・風評被害対策のための検査費用について、「頻度による」という話だが、福島ブランドの回復のため、店頭に並ぶものについては検査を行っている。機器の購入に関してはもう一度見直し願いたい。
- ・政府のメッセージが足りない。なぜ大丈夫だとメッセージを出せないのか。100ベクレルであれば安全だ、ということをもっと周知してほしい。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・個別の事情を聴いて対応したい。

○神本政務官（文部科学省）

- ・食品基準については、文部科学省としてきちんと対応したい。

○轡田副会長（福島県商工会連合会長）

- ・風評被害による財物価値の減少についてだが、不動産の評価が下がっている。それによって融資を受けられない。減少分はどう賠償するのか。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・どの区域にある財物かによって賠償を行う。融資の問題については、賠償ではなかなか難しいところがあることをご理解いただきたい。

○轡田副会長（福島県商工会連合会長）

- ・避難区域に限らず、価値が減少しているが。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・区域外については、今は考えていない。苦しいところである。

【避難区域町村長からの発言】

○川内村長

- ・4月から戻れる人は戻りましょうということで、村民は600人から700人くらい戻っている。なかなか戻れない理由の中には、賠償も大きな問題である。クリアしなければならない一つだと思っている。特に指針では旧緊急時避難準備区域の人たちへの賠償が8月末で切られることについて、非常に懸念している。ぜひ延長をお願いしたい。戻っている人たちも低線量被ばくへの不安は払拭できていない。さらには、3月11日以前の生活に戻るにはもう少し

時間が必要である。生活がある程度安定するまでは、ぜひ終期の延長をお願いしたい。

- ・2つめは、知事に明確な回答があったが、既に戻っている人、避難しなかった人についても、遡及しての賠償がされるということは評価をしたい。
- ・旧緊急時避難準備区域における財物への賠償について、明確な指針を早急に示してほしい。
- ・山林の立木は、財物の賠償か、営業損害としての賠償なのか。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・8月以降の旧緊急時避難準備区域の話については、先ほど知事のご質問にお答えしたが、これについては、しっかり、そうした要望があることは存じておりますし、それぞれまた状況が、解除はしたけれども、例えば学校の状況といったようなことは、きっと事情はそれぞれにおありになるんだと思いますので、その辺をしっかりと見極めて、きめ細かく判断させていただきたいと思っております。
- ・旧緊急時避難準備区域における財物の賠償については、できれば他の地域と一緒に発表し、受付に差がないようにしたい。
- ・山林については、事業用の資産は当然営業損害になる。山林の賠償はなかなか難しい。
- ・山林の除染はどういう方法がいいかまだ確立されていない。実際に損害が出れば、それに応じて対応したい。

○柳澤副大臣（経済産業省）

- ・大事なことは1日も早く、1人でも多く帰還すること。
- ・ただ単に終期を延ばすだけでなく、帰ったあと政策的な支援をどう続けていけばいいのか知恵を絞っている。
- ・帰ることがマイナスにならないようにする。

○双葉町長

- ・喪服でも着て出席すればよかった。
- ・事故が収束したという政府の対応は無責任だ。
- ・国と東電は誠意がないどころか悪意を感じる。100年分の大借金をして、謝罪の気持ちを込めて速やかに賠償すべき。
- ・審査会が交通事故の事例を参考にした件についても被害者の気持ちが入っていない。
- ・国は我々の暮らし、我々の悩みを聞きにきたことがあるのか。
- ・国ももっと前面に出るべき。
- ・なぜこんな思いをしなければならぬのか。こんなに苦しんでいる多くの県民のために、社長になったら一気に問題を解決してもらいたい。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・実現できていなくて申し訳ない。社長になってからも一生懸命やる。

○柳澤副大臣（経済産業省）

- ・スピードは遅いが、できるだけ市町村を回っている。

- ・逃げるつもりはない。国も前面に出てやっていく。ただ国だけではできない。県と市町村には力を貸してもらいたい。

○葛尾村長

- ・国が前面に出てやっていくとの話は心強い。
- ・リスクコミュニケーションについても早く出してほしい。避難住民も安心する。
- ・山林が 80%を占めている。除染してほしい。
- ・飲み水に対する不安もある。
- ・もうそろそろ答えを出してもいい時期ではないか。解決するような答えを出してもらいたい。

○柳澤副大臣（経済産業省）

- ・まずは生活圏から除染していきたい。
- ・飲み水についてはモニタリングをしている。場合によっては、井戸を掘ってもらうという議論もしている。フィルターを設置するという意見もある。

【協議会構成員からの発言】

○矢吹町長

- ・県南地域にはまだ問題がある。
- ・避難地域には手厚い賠償があるが、線量が低いところであっても思いは同じということを理解してもらいたい。
- ・県南 9 市町村の 20 万円の賠償はありがたい。しかし、20 万円で納得したわけではない。これは仮払いだと認識している。いつ残りを出していただけるのか。全額の賠償を望む。
- ・除染について環境省から、矢吹町、中島村を除染対象から除いてほしいとの指示があった。
- ・市町村が除染した場合は、賠償の対象となると受け止めるがどうなのか答えてほしい。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・1 月以降の自主的避難等に係る損害の賠償については、指針のとおりやっていきたい。県南地域については、まずは 20 万円の賠償をさせてほしい。
- ・除染については、特別措置法以外は一つ一つやっていくが、ここでは判断できない。

○病院協会

- ・要望として申し上げる。
- ・まずは放射性物質の漏れ、再臨界の危険がないようにしてもらいたい。
- ・宮崎県の口蹄疫の時のように、賠償金に対する非課税措置をとっていただきたい。

○埴町長

- ・8 万円、40 万円などという根拠の分からない賠償では納得がいかない。
- ・精神的損害は 100 万円だと思っている。

- ・1頭40万円で売れるイノシシを捕ることができず、イノシシが町を荒らしている。
- ・除染してもしなくてもかまわないと言われ、かやの外になっている。
- ・税収が減少している。
- ・子どもの給食について、親から安全なのか分からないという苦情がある。検査機器を市町村にも配ってほしい。

○特別養護老人ホーム連絡協議会

- ・平成23年5月9日に要望書を出したが、回答がない。
- ・旧緊急時避難準備区域内で経営していて、除染をしているが、12月の除染の説明が5月になされた。
- ・介護の人材が足りない。補償の問題ではなく命の問題である。

○廣瀬常務（東京電力）

- ・要望書については、すぐに調べて回答する。
- ・人材の問題についてはできる限りのことをやらせてほしい。
- ・モニタリングも一生懸命やる。

○司法書士会

- ・新聞で財物の基準が政府案として報道された。政府案は文部科学省ではなく経済産業省が出している。どういう立場の者が作成したのか。
- ・文部科学省が類型化、経済産業省が具体化するなら、そもそももっと早く具体案が出せるのでは。

○経済産業省

- ・指針が基本原則。実際は東京電力が基準を作る。
- ・今回の件は試案の段階のものが新聞に出てしまった。申し訳ない。
- ・財物については、区域見直しと非常に密接に関連している。東京電力と市町村の間に立って、国も前面に出ながら調整している。

【総括】

○廣瀬常務（東京電力）

- ・まだまだ足りていないと感じている。
- ・今日聞いたことをしっかり生かしていきたい。

○柳澤副大臣（経済産業省）

- ・東京電力だけの問題ではなく、政府として逃げずにやっていく。
- ・山林についてだが、再生可能エネルギーである水力やバイオマスを重視している。除染と連携してバイオマスを進めている。新たな雇用を生む分野ではないかと真剣に考えている。本腰を入れて取り組みたい。

○神本政務官（文部科学省）

- ・指針はあくまで類型化したものなので、柔軟に対応していく。
- ・スピード感をもって、迅速・円滑な賠償ができるようにしていく。
- ・ADRを県内に複数設置してほしいとの要望を受けて、県内4カ所に支所を

設置する準備を進めている。

- ・全力を尽くしたい。

○浅井所長（原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所）

- ・東京電力が完全拒否した事例はない。
- ・現在、審理が滞っている。県内 4 ヲ所に支所を設置してスピードアップしていきたい。

○丸島理事（原子力損害賠償支援機構）

- ・東京電力に資金援助している。
- ・仮設住宅の訪問相談は 2 巡目が終了し、3 巡目を開始している。
- ・各地で個別相談も実施している。
- ・財物の賠償が始まれば相談したいという人もいる。

○会長（知事）

- ・この協議会で関係者から話があったことは、東京電力や政府関係者の方には真剣に聞き入れていただけたと思う。今、真剣に聞いていただけたと言ったときに（東京電力は）頷いたが、具現化することが大事である。今日はそれぞれの話のなかで、いくつか評価できるものがあったが、それぞれを具現化してもらいたい。
- ・原発災害を例えるこんな言葉がある。

「被災後、すぐにこんなことを思った。

一ヶ月目は夢の中

二ヶ月目は現実を知り

三ヶ月目は泪の海の中

四ヶ月以降は本物の苦悩がくるだろうと。

そして今、先の見えないことに心が壊れ、家族は分断。

寂しい独り暮らしの先が見えない。

でも、自らが立ち上がらなければ復興にはならない。」

この言葉をしっかり胸に刻んでいただき、損害賠償にあたっては十分、迅速な対応をしていただきたい。

以上